

令和4年12月2日
都市整備部建築課

江東区老朽空家等対策審議会条例の制定概要について

1 審議会の概要

老朽空家等に関する対策について必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、江東区老朽空家等対策審議会を設置する。

2 審議事項

- (1) 江東区老朽空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること
- (2) その他老朽空家等に関する施策の実施に関すること

3 審議会委員

- (1) 学識経験者（建築士、弁護士、不動産関係者等）
- (2) 関係行政機関の職員（消防、警察職員）
- (3) その他区長が必要と認める者

4 スケジュール

令和5年第一回区議会定例会に提案予定